

2019年11月14日

倫理委員会からのお知らせ

「PRP(多血小板血漿)等の血液由来の成分を用いた治療をされている先生へ」
先般、某医科大学において細胞を用いた再生医療を無届けで行っていた事案が発生しました。

ご存知のように PRP 等を用いた治療も、再生医療等安全性確保法の遵守が求められており、地方厚生局への申請が必要とされています。日本再生医療学会ではこれらの情報提供も行っていますので参考のためにご案内致します。

日本再生医療学会 HP より <https://www.jsrm.jp/>

無届けの細胞移植が実施された報道に関する日本再生医療学会声明

<https://www.jsrm.jp/news/news-4271/>

<再生医療サポート保険（自由診療）の新規加入受付について>

補償制度の詳細（パンフレット・加入方法・加入者専用シンボルマークのご案内など）

<https://www.jsrm.jp/insurance/treatment/>

※歯科領域における PRP 療法再生医療等提供計画ひな形について

（歯科再生医療ネットワーク）

<https://nc.jsrm.jp/crs/templates/>